十、スワイプ・ジャパン株式会社に対する件

昭和四十八年（排）第五号

排除命令

東京都世田谷区北沢三丁目二番五号
スワイプ・ジャパン株式会社
右代表者　代表取締役　エルドン・ディ・フット

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　スワイプ・ジャパン株式会社は、昭和四十七年一月から同年六月までを期間とし、一般消費者および同社の商品の販売を行なう事業者を対象に、「スワイプ海外旅行招待コンテスト」と称して行なった景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示するとともに、右「スワイプ海外旅行コンテスト」の通知を受けた事業者に対し、右公示と同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　スワイプ・ジャパン株式会社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なう場合および同社の商品の販売を行なう事業者に対し、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行なう場合は、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　スワイプ・ジャパン株式会社は、第一項に基づいて行なった公示および通知について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　スワイプ・ジャパン株式会社は、肩書地に本店を置き、昭和四十七年四月一日に設立されたものであって、同日、日本に支社を有するオーストラリヤ連邦法人であるスワイプ・ジャパン・リミテットから同社の日本国内における営業の権利、義務を承継し、「スワイプ」という商標名を付した家庭用洗剤および自動車ワックス等（以下「スワイプ等」という。）の輸入業および販売業を営む事業者である。

二　同社は、スワイプ等の販売については、「ピラミッドセールス」と称する独自の販売組織をもって一般消費者にスワイプ等を販売している。このピラミッドセールスと称する販売組織は、「スーパーバイザー」、「キー」、「コンサルタント」（これらを総称して「メンバー」といっている。）と称するもので構成されているが、これらはいずれもスワイプ・ジャパン株式会社とは雇用関係のない独立した事業者である。

メンバーの業務は、おおむね次のとおりである。

(一)　「スーパーバイザー」は、スワイプ・ジャパン株式会社から、スワイプ等を購入し、「キー」に販売する。

(二)　「キー」は、スーパーバイザーから、スワイプ等を購入し、「コンサルタント」に販売する。

㈢「コンサルタント」は、「キー」から、スワイプ等を購入し、一般消費者に販売する。

三　同社は、昭和四十七年一月から同年六月までを期間として、メンバーおよび一般消費者を対象に、「スワイプ海外旅行招待コンテスト」と称し、次の㈠ないし㈢の方法を含む招待者の選定方法により、それぞれの該当者を、「香港・シンガポール旅行四泊五日（一人当り経費約十五万五千円）に招待することを企画し、この企画を実施した。

㈠　スーパーバイザーから六名（右期間中の売上高上位一位から三位までのもの三名および㈦プログラムに忠実であること、㈠売上成績の良いこと等の条件をみたしてもの三名の合計

㈡　右期間中の売上げ成績の一番良かったキー一名

㈢　スワイプ等を購入した一般消費者に対し、抽せん券を交付し、抽せんにより一名

四　しかるに、同社が、前記三の㈢により、一般消費者を対象として行なった懸賞については、スワイプ等の小売価額の最も低いものが家庭用洗剤千二百五十円であるところから、景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、前記景品類の価額はこの制限をこえるものである。

また、同社が、前記三の㈠および㈡により、相手方事業者一名に対して提供することのできる景品類の価額は、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定により、年十万円をこえない範囲内でなければならないが、同社がメンバーに対して、前記により提供する景品類の価額はこの制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、スワイプ・ジャパン株式会社の行為のうち、一般消費者に対するものは、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限の第一項に違反し、また、メンバーに対するものは、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年三月二十八日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　滝川正久